

平成 27 年 7 月 8 日に申請期限を迎え、既に 2 年以上経過した今現在、「特別永住者の制度(以下、新制度)」に基づき、習志野市内の特別永住者「≡在日韓国(籍)人(平成 27 年末、約 390 名)、在日朝鮮(籍)人(同約 80 名)」に対し、外国人登録証明書を一刻も早く「特別永住者証明書」に切り替えさせる(≡日本(にっぽん)で暮らす以上、わが国が取り決めた制度(ルール)に速やかに従わせる)ために、国に対し意見書の提出と、対象者などに市として個別具体的に通知・指導することなどを求める 4 枚組の陳情

【陳情趣旨】

表題に記した通り、長らく続いた外国人登録制度が廃止され、新たに「在留管理制度及び特別永住者の制度(以下、新制度という)」が導入されました。

これに伴い、永住者(特別永住者を除く)を含む中長期在留外国人に所持が義務付けられていた従来の「外国人登録証明書」に替わり、「在留カード」への切り替え期限を一昨年 7 月 8 日に迎えました。同様に特別永住者に対しては「特別永住者証明書」へ切り替えることとされています。

特別永住者は 99%以上が在日韓国(籍)人及び在日朝鮮(籍)人で構成されています。

さて、約 3 か月前に受領した「習志野市ハンドブック 2017」の 52 ページ(資料として添付、以下、本書という)上段に「特別永住者の届出」という項目があり、そこには表題の件について「早めに届出」や「早めに手続き」などの文言が並べ立ててあり、これを拝読して愕然としました。私が問題と思うのは本書は自治体が発行する公式文書でありながら「早めに」という何とも抽象的で曖昧な表現です。この表現は人によりどうしても解釈可能であり、例えば A さんは 1 か月以内くらい、B さんは 3 年以内くらい、C さんは 20 年くらい、D さんは「早めに」というのは切り替えなくてもいいのかな? などとなりかねません。

表題に記した通り新制度が導入されてから既に 2 年以上経過しており、本来「早めに」ではなく、「具体的な期限の明示」或いは「一刻も早く」、「直ちに」「早急(さっきゅう)に」などであるべきだと思います。要は朝鮮半島に比べて極めて安全で快適な日本に居させてもらっていることへの感謝や日本に住まわせてもらっている以上、日本の制度(ルール)を守っていただく義務があることを早急に特別永住者に理解せしめる必要があるということです。

表題や上記趣旨について市役所市民課に問い合わせたところ文書で回答を頂戴しました。さらに驚くべきことにその回答書には要旨として「新制度は国(法務省入国管理局)が主管であり特別永住者証明書の切り替えに係る事務のみ市役所が代行している」というようないわゆる縦割り行政の弊害とも

言うべき状況が記されており、習志野市として特別永住者証明書への切り替え状況(≒何人が切り替え済みで何人がいまだ切り替えていないかなど)を把握していない他、その人数などについて市民課から入国管理局に問い合わせたところ「在留管理については自治体の業務ではないことから情報提供はしない」旨回答されたとのこと。

折角、特別永住者などのために(改善を目的に)新制度を導入したにも拘らず、このような状況(縦割り行政)では残念ながら特別永住者証明書への切り替えが順調に進んでいるとは考えにくい現状です。

一方、特別永住者の一部には本名に加えて、「通名」を使用している方々がおられ、これはさらに驚くべきことに同一人物が複数の通名を使用されている方々もおられます。これもさらに驚くべきことに同一人物が複数の通名を使用されている方々もおられます。

通名を使用することで外国人であるにも拘らず、あたかも本人が日本(にっぽん)人であるかのような錯覚を生むのか、これに因る犯罪の一例を挙げますと、外国人には認められていない国政への関与(国会議員などへの献金を含む)なども発生しております。

一方、献金などを受ける側にとっても通名を使用されてしまうと、外国人であることを確認できないことが多く、同様に犯罪に巻き込まれ、これは両者にとって不幸な事態です。新制度の最大の変更点の一つに、在留カードまたは特別永住者証明書への「通名の非表示(=本名のみを表示)」が挙げられています。

「通名」を一切使用しない(=本名のみを使用する)ことで外国人自身にも「自分は外国人なのだ。」と常時認識して戴けることになると思います。

新制度に沿った切り替えには特別永住者のみならず我々日本(にっぽん)人にとってもメリットこそあれデメリットは何もありません。日本(にっぽん)人との共生をさらに推進するため一刻も早く「特別永住者証明書」に切り替えさせるべきだと思います。

【陳情項目】

- ① 入管と自治体との縦割り行政の改善のため、国に対し相互連携し新制度を推進するよう意見書を提出すること。
- ② 市としては表題の在日韓国朝鮮人約470名に対しダイレクトメールなどで切り替えの通知と指導を行うこと。

※②についてご参考

臨時福祉給付金の告知チラシなどは対象者、非対象者に拘わらず無差別で約78000世帯(市内全世帯)に配布(ポスティング)されたと認識しております。これに比べて在日韓国朝鮮人限定であれば最大でも約470人(世帯)であり、極低額(デザイン・文章制作費・印刷費・郵送代・ポスティング代など)で通知可能と思料されます。

尚、通知文には但し書き「本状は市内の在日韓国朝鮮人へ送付しております。あなた様が特別永住者ではない場合はご容赦ください。または既に特別永住者証明書へ切り替え済の場合は行き違いにつき何卒ご容赦ください。」などの表記も忘れないようご助言いたします。

【但し書き】

・平成28年3月議会から陳情者の個人情報が開示されたため止む無く以下記します。

* 私が過去及び今回他に提出した陳情などを基に(いわゆるシッテル貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないよう特にご留意ください。

* 本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐためリライト不可)

また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレッテル貼の如き卑怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。

* 誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め当会や私に対するご意見、お問い合わせなどは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとすれば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。よろしくご検討ください。

・近隣にお住まいの方などへご迷惑をお掛けすることなどがないよう、私の住所地近辺(自宅を中心とする概ね300m以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポスティングなど)はお止めください。また、私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。

・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。

・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したとするとこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。

* 万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願い致します。

平成29年8月31日

警視抜刀隊の会

習志野市鷺沼台4-7-7

結方銀行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様



カード券面情報の変更

マイナンバーカードの券面に記載されている住所や氏名等に変更があった場合には、新たな住所や氏名等を追記欄に記載しますので、ご本人が市民課窓口にてカードを持参してください。

カードを紛失等した場合には

マイナンバーカードを無くした場合には、すぐにマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178:無料)に連絡してください。

特別永住者の届出



庁舎GF

市民課 ☎453-9249

市内に住んでいる特別永住者について、下表の事項で変更などがあつた場合は、早めに届出してください。下表は特別永住者の届出の主なものです。その他、紛失・汚損・交換希望などがあります。詳しくは市民課までお問合せください。

申請の種類	申請期間	必要書類等	申請義務者
旧外国人登録証明書から特別永住者証明書への切り替え	【2012年7月9日時点で16歳未満の人】 16歳の誕生日まで。 【2012年7月9日時点で16歳以上の人】 証明書の券面に記載されている次回確認(切替)申請期間を確認してください。 ①期間が2012年7月9日から2015年7月8日までの人 2015年7月8日までに切替の申請が必要でしたので、早めに手続きしてください。 ②期間が2015年7月9日以降の人 記載されている期間までに切替の申請が必要です。期間が過ぎている場合は、早めに手続きしてください。	①パスポート(所持する人のみ) ②旧外国人登録証明書 ③写真	本人 (16歳未満の人については代理申請) (注1)
有効期間の更新	有効期間満了日の2カ月前から可能。 16歳未満については、6カ月前から可能。	①パスポート(所持する人のみ) ②特別永住者証明書 ③写真(16歳未満の人は不要)	
住居地以外の記載事項の変更(氏名など)	事由が生じた日から14日以内	①パスポート(所持する人のみ) ②特別永住者証明書 ③写真(16歳未満の人は不要) ④変更を生じたことを証する資料	

(注1) 代理人が届出をするときの必要書類については市民課へお問合せください。

その他のサービス



庁舎GF

市民課 ☎453-9249

電子申請による住民票の写しの申請

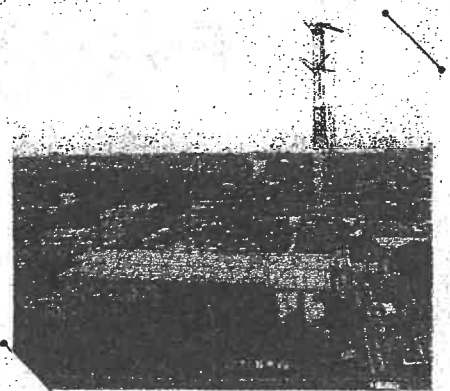
申請できる証明 住民票の写し(除票・改製原住民族票の写し、住民票記載事項証明書を除く)

予約できる人 本人または同一世帯員

申請方法 24時間 市ホームページから(申請書・電子申請>インターネットでの手続き>ちば電子申請サービス)

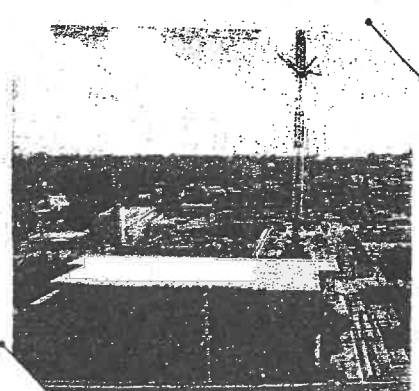
受取方法 ①土日受取予約…予約した同一週の土・日曜日午前9時～午後5時に警備員室でお渡しします。
②平日受取予約…月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時に市民課でお渡しします。

新庁舎建設工事経過



平成28年7月13日

新庁舎建設工事経過



平成28年8月19日

北朝鮮の金正恩(敬称略)による度重なる核実験^{受理番号第167号}に対し、市長が近年複数回に亘り発出している「抗議文」や、度重なる核実験や弾道ミサイルの発射などに対抗して、我が「警視抜刀隊の会」が提出した、陳情受理番号120号の採択を受け、昨年9月30日付で市議会が発出した「決議文」にも拘らず、それ等の行為をやめない現実在即し、さらに一昨日も弾道ミサイルを発射するなど状況が極度に悪化しているため、わが国として国際社会と協調し、制裁を含むあらゆる圧力を北朝鮮に対し実行するよう国に求める意見書の提出を求める再陳情

【陳情趣旨】

北朝鮮による度重なる核実験及び一連の弾道ミサイルの発射は、核実験に対する強い非難と、核・弾道ミサイル開発に対する深刻な懸念を表明してきた一連の国際連合安全保障理事会決議や、六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反して強行されたものであり、断じて許されるものではありません。

そこで、これまでの諸合意に従って、速やかに全ての核開発及び弾道ミサイル等の開発を放棄し、朝鮮半島の非核化に取り組むことを北朝鮮に対し強く求めるべきであり、国に対しても、国際社会と緊密に連携した外交努力を展開し、断固たる措置を継続的に実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイル問題を初めとした、諸懸案の早急かつ包括的な解決を図り、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるよう、意見書を通じ、さらに強く、かつ継続的に求めるべきだと思えます。

昨年の第3回市議会定例会に上記とほぼ同趣旨の陳情(受理番号120号)を提出し、慎重なるご審議の結果、賛成多数で採択され、決議文を発出しているものの、直近で事態は極度に悪化しています。

ここに一昨日早朝発射された弾道ミサイル(以下、このミサイルという)の時間軸などを記しますと、0558(「まるごーごーはち」と読みます。午前5時58分の意、以下同)平壤(へいじょう)の空港から発射

0602(まるろくまるふた)Jアラートをテレビなどを通じ一斉速報

0607(まるろくまるなな)襟裳岬上空を通過

0612(まるろくひとふた)襟裳岬沖約1180キロの太平洋上に弾着

となります。*時刻はすべて「ほぼその頃」という事

私は当時NHKを視聴していましたが0602に突然画面が赤や黒などのおどろおどろしいものに切り替わり、これがJアラートであることを認識しました。Jアラートというと柔らかく聞こえますが、要は「空襲警報」とほぼ同義です。千葉県はJアラートの対象地域ではありませんでしたが、上記一連の間、私が採った行動はテレビを見守るだけでした。政府はJアラートが発報されたら「頑丈な建物や地下、窓

のない部屋などに避難せよ」とのことですが、残念ながら我が家やその近隣には5分以内に避難できるそのような場所はありません。習志野市に居住する多くの方々も私と同じ状態ではないでしょうか。

このミサイルはまたしても事前通告がないまま発射され、弾着地点近辺は航空機や船舶の航行が多い地域であり実際にほぼ同時に航行していた航空機もあったようです。

このミサイルは火星12型:大陸間弾道弾(ICBM)に近いとされるものと北朝鮮自身が昨日発表しました。また、通常軌道で初めて発射し、発射を重ねる毎にその射程や威力、命中精度が確実に向上しているとも思料されます。

これ等の事象を視ても北朝鮮に核・ミサイル開発を放棄させるのは至難の業ともいえます。

一昨日、安倍首相もコメントされたように北朝鮮には対話の意思などないのです。

このミサイル発射に成功したと称し、北朝鮮が昨日公表した写真には、発射地点である空港で関係者と思しき軍服を着た人などを数人従え、本人は一人だけ椅子に座り、毎度おなじみの異様な髪形につり目、歯を剥き出しにして満面の笑みを浮かべているのが、朝鮮人「金正恩」という独裁者なのです。さらに金正恩は核・弾道ミサイルの開発を今後も進めると断言しています。

我々はこれを絶対に傍観してはなりません。放置することは「座して死を待つ」に等しいからです。

そこで国連や国などとは違い公式は勿論、非公式でも北朝鮮との折衝がない全国の市区町村議会でもこそ表題に記した様な意見書の提出がなされるべきだと思います。

事実として既に全国の多くの自治体議会に於いて意見書の提出や決議などがなされてもいます。

全国のひとつでも多くの自治体の議会が意見書などを発出することにより、(これら草の根の意見が)上部組織である都道府県議会、国会・政府などへも影響を与える可能性は十分に考えられます。

最後に一昨日、安倍首相は「これまでにない深刻かつ重大な脅威だ」と北朝鮮を非難し、同日及び昨日のトランプ米大統領との電話協議では、「同盟国日本と百パーセント共にある」「北朝鮮に対し圧力をさらに強化していくことなどで完全に(日本と)一致」との言葉も引き出してもいることや昨日いよいよ国連安保理議長名で北朝鮮のこの度の蛮行を非難する声明が初めて採択・発出されたことも記しておきます。

【但し書き】

・平成 28 年 3 月議会から陳情者の個人情報が開示されたため止む無く以下記します。

* 私が過去及び今回他に提出した陳情などを基に(いわゆるレッテル貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないよう特にご留意ください。

* 本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐためリライト不可)

また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレッテル貼の如き卑怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。

* 誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め当会や私に対するご意見、お問い合わせなどは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとす

れば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。よろしくご検討ください。

・近隣にお住まいの方などへご迷惑をお掛けすることなどがないよう、私の住所地近辺(自宅を中心とする概ね300m以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポステイングなど)はお止めください。また、私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。

・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。

・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したとするとこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。

*万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

陳情項目は表題に記した通りですが補足すると本陳情提出後、本会議で採決されるその時までには北朝鮮がさらなるミサイル発射や核実験などの挑発・威嚇や朝鮮動乱(戦争)が再開されるなどした場合は、わが国への悪影響度もさらに加味して採決されるよう求めます。

平成29年8月31日

警視抜刀隊の会

習志野市鷺沼台4-7-7

緒方真行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様



平成29年 8月 31日

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

住 所 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館

団 体 名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会

千葉県町村教育長協議会

千葉県PTA連絡協議会

千葉市PTA連絡協議会

千葉県小学校長会

千葉県中学校長会

千葉県公立学校教頭会

千葉県養護教諭会

千葉県学校事務研究協議会

千葉県学校栄養士会

千葉県高等学校長協会

千葉県特別支援学校長会

千葉県高等学校教頭・副校長協会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会 千葉県退職校長会

千葉県公立学校事務長会 千葉県公立高等学校事務職員会

千葉県高等学校PTA連合会 千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会

千葉県教職員組合

会 長 齋 藤 巖

習志野市議会議長

田 中 真 太 郎 様



【陳情事項】

平成30（2018）年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23（2011）年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24（2012）年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成29年8月31日

「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

住 所 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館

団 体 名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会
千葉県都市教育長協議会 千葉県町村教育長協議会
千葉県PTA連絡協議会 千葉市PTA連絡協議会
千葉県小学校長会 千葉県中学校長会
千葉県公立学校教頭会 千葉県養護教諭会
千葉県学校事務研究協議会 千葉県学校栄養士会
千葉県高等学校長協会 千葉県特別支援学校長会
千葉県高等学校教頭・副校長協会
千葉県特別支援学校副校長・教頭会 千葉県退職校長会
千葉県公立学校事務長会 千葉県公立高等学校事務職員会
千葉県高等学校PTA連合会 千葉県退職教職員の会
千葉県退職女性教職員の会 千葉県教職員組合

会 長 齋 藤 晟

習志野市議会議長

田 中 真 太 郎 様



【陳情事項】

平成30（2018）年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

習志野市におかれましては、全小中学校の音楽室へのエアコン設置など、教育環境の整備に手厚く講じて頂いており、心より感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成30（2018）年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

1. 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

習志野市議会
田中真太郎 議長

谷津干潟の三番地区ラムサール条約登録地にある本大久保3-6-9
代表 垣内つね子

2017年8月31日 代表

バス道路と通学路の交通安全を考える会
国連経済社会理事会特別協定資格NGO
代表 垣内つね子

公務員の通勤に自家用車の利用を禁止する条例を緊急に策定してください。

習志野市内国道14号線以北の旧市街地である大久保駅周辺の生活道路は車道の幅が狭い上に、
通学路にも歩道が整備されていません。

武石インターから実籾駅に向かう道路には歩道がないため、住民要望による2004年大型車の通行規制の取締りによって、幕張インターから、大久保駅前の歩道のないバス道路がまるでダンプ街道になり、2004年6月習志野市内に転居し大久保東小学校に転入したばかりの小学4年生が、京成大久保駅の踏み切りで大型ダンプに引かれて亡くなるという痛ましい事故が起きてしまいました。

この事件を機に、なぜこの場所で、ダンプに轢かれるという事故が起きたのか、私たちは調査し、原因を突き止め、まず同年9月議会に陳情を提出しました。

ところが、当時の習志野市議会は、住民の交通安全対策を求めた陳情を否決したため、本大久保の住民は当初『バス道路の交通安全を考える会』と『通学路の交通安全を考える会』を立ち上げ、習志野警察署に相談し、大久保駅南側のバス道路の大型車通行規制に取り組み2004年2月、習志野警察署長と千葉県警察に要請を行い、同年9月1日、千葉県花見川区市境から屋敷交差点経由、鷺沼3丁目国道14号線までの3.3km、大型車(京成バスの路線バス以外)の通行規制を実現しました。通学路の交通安全を考える会は、通学路に歩道のない習志野市屋敷小学校、同大久保小、同大久保東小、同鷺沼小学校、同第2中学校、第6中学校、第5中学校の通学路を中心に提言しています。この間2つの会を合併し『バス道路と通学路の交通安全を考える会』として杉の子ども園開設後も毎年、習志野警察署長、交通課長、規制係長要請を繰り返し、今年2月、習志野警察署長に要請し、習志野市道路かに対する指導と交通安全対策を具体的に提案し重大事故を防止してきました。

しかし、習志野市の取り組みは、国連における人間の安全保障と防災の主流化および持続可能な開発(SDGs)のとりくみと世界人権宣言と国際人権規約等日本が批准済みの全人権条約に逆行しており、特に子どもと高齢者および障がい者、女性など交通弱者は危機的事態にさらされ犠牲になっています。

習志野市は谷津干潟(1988年、国指定鳥獣保護区・集団渡来地に指定され、面積41ha、うち特別保護地区40ha、さらに1993年6月10日にラムサール条約登録地に登録)を管理していますが、習志野市は、環境影響調査・アセスメントを実施しておらず、シギ・チドリの飛来数は、激減しており、2015年のチドリの飛来数はわずか40羽となってしまいました。

この直接的な原因は、渡り鳥の餌場としての干潟だけの問題ではなく、車とダンプ当交通量急増による道路・大気汚染による環境悪化と、鳥が自由に飛びまわる空間とヘリコプターや成田・羽田空港の飛行機飛来激増による環境悪化の問題があります。

1999年までに大久保駅周辺だけで高層マンションを50棟3000戸開発し、1999年建築基準法大改悪直後、藤崎5丁目重大跡地に清水建設による超高層マンション(60メートル19センチ)開発強行を容認し、さらにこの間、JR津田沼駅南側の大開発を強行し、同時に千葉工業大学の超高層校舎2棟、その隣に161メートル四階建て高層マンション等乱開発がとまりません。習志野市の都市計画人口は16万人台ですが、すでに17万2000人を超えてしまいました。

全マンション開発と全ての都市計画道路と市道開発を直ちに中止し、環境影響調査を行い、持続可能な開発に転換しなければなりません。市内のすべての小中学校、県立高等学校および全大学において、Education for Sustainable Developmento(ESD)教育は不可欠です。

そこでまず、習志野市職員および市内に通勤および居住する国家公務員および地方公務員のマイカー通勤を禁止し、徒歩・自転車もしくは公共交通を利用する条例を制定してください。

以上



習志野市議会
田中真太郎 議長

2017年8月31日

国連経済社会理事会特別代表 club わくわくクッキング 代表 堀越明男
安保理決議第1325号の国内行動計画を具体化し、
習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館と大久保公民館
および習志野市民会館に緊急にエレベーター設置を求める陳情
自由を守る会 代表 堀越明男

住所 本大久保3-6-9

■ 防災拠点のバリアフリー化は緊急最重要課題、安保理決議1325号国内行動計画の具体化を！

ひざや腰の痛みがある方や、内臓疾患や視力障害等の障害により階段昇降が困難なみなさんも、大久保公民館(習志野市民会館にもエレベーターがないためご参加いただけず、近年みなさんの高齢化等に伴い、ますますエレベーター設置に対する要望が大きく強く切実になっています。

さらに、ゆうゆう館も大久保公民館も災害時の習志野市本大久保地域の避難場所であり防災拠点ですが、ゆうゆう館の場合、一階には和室があるだけで、集会室や多目的室等広い3つの部屋は二階にあり、公民館の和室は地階にあるため、災害時に避難場所を最も必要とする高齢者や障がい者のみなさん、小さな子どもたちと女性の利用には重大な障害があります。

この間、京成大久保駅周辺では生活道路と通学路の歩道と都市公園の整備が拡充が行われないまま、急激な高層マンションと都市計画道路の開発が強行されている中、以前に増して、習志野市民会館・大久保公民館および生涯学習地区センターゆうゆう館を利用しているサークルメンバー以外のみなさんからも、地域のみなさん、幼いお子さんのいらっしゃるご家庭や幼稚園や小学校のPTAのお母さん方からも、両施設の外付けエレベーター設置要望がますます大きく切実になっています。

■ こどもの居場所づくりと高齢者の介護予防および地域交流にとってきわめて切実な緊急要望

当 club わくわくクッキングは、2002年4月から公立学校完全5日制完全実施を機に、子どもたちの居場所づくりとして、子どもたちを対象にした料理教室を習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館の調理室で毎月開催し、その教室で料理を2〜30人分作り、高齢者の介護予防と地域交流をかねて、高齢者や障がい者のみなさん、ゆうゆう館でサークル活動をされているみなさんと一緒に毎月2〜30人の食事を開催し、今年15周年を向かえました。当クラブは、開設した2002年12月から、季節の折々に、ゆうゆう館二階のピアノのある多目的室や集会室、習志野市民会館を利用し、コンサートや映画会を開催し、子どもたちや地域のみなさんにご参加いただき、この夏休み中にも、わくわくジャズコンサート2017を開催しました。当クラブは、毎年ゆうゆう館の“ゆうゆう文化祭”でも“わくわくカフェ”や料理教室の体験教室を開き、今年10月の文化祭でもわくわくカフェをOPENし、フリーマーケットも開催する予定です。2009年以降毎年、京成津田沼駅ビルサンロードで開催されている習志野市“みんなであちづくり”でも、わくわくカフェを、子どもたちやお母さんお父さんたちと一っしょに開いています。

しかし、ゆうゆう館と、習志野市民会館および大久保公民館にはエレベーターがないため、教室開設当初から、車椅子をご利用されてる会員や参加者のみなさんには、2階以上もしくは地階(大久保公民館)の展示や催し物の会場には、ご参加いただくことができず、ご参加いただくことができませんでした。

また、当クラブはこの15年間、ビッグバンドの演奏やダンスパーティーや映画会、講習会等開催しています。エレベーターのない市民会館やゆうゆう館に、大変苦慮しながらも何とか重い楽器と機材を手で運び上げていましたが、今年のジャズコンサートは暑さのため、機材搬入の応援を得てもなお二階に全機材を上げることができず、重要な楽器使用をあきらめざるを得ませんでした。

安保理決議第1325号の国内行動計画を具体化し、習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館と大久保公民館および習志野市民会館に、緊急に外付けでエレベーターを設置してください。

以上

